HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	唐代史料における令文と詔勅文との関係について ： 「唐令復原研究序説」の一章
Author(s)	菊池, 英夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 21(1), 33-57
Issue Date	1973-02-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33375
Type	departmental bulletin paper
File Information	21(1)_PR33-57.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

――「唐令復原研究序説」の一章――

菊池英夫

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

――「唐令復原研究序説」の一章――

菊池英夫

まえがき

仁井田陞博士の不朽の業績である『唐令拾遺』を出発点として、仁井田博士の唐令復原の方法と原則との再検討を通じて、博士が敢えて唐令と断定することを避けられた如き材料の中からも令文復原の手掛りをつかみ得るのではないかという臆説を立てるに至った。その一つとして私が重視する材料は、諸書に引かれた唐の詔勅文の中に、正に日本養老令の条文に一致するものが数多く存することである。仁井田博士は時としてこれを参考資料に掲げられた場合もあるが、令文復原に直接利用されたことは稀であった。しかし私は、このような場合、明らかに日本令が独自に規定を創造したとは考えられず、假令当該詔勅の発布年代が律令格式刪定の年次と齟齬し、又「令」文であることが全く何処にも明言せられずとも、そのまま採って令文に充てることが可能であると考える。但しその根拠を明らかにす

るためには、史籍における詔勅文と制定法典としての令文との関係を、一応系統的に整理して明らかにしておく必要がある。本稿の目的とするところはこれに尽きる。

一　勅と格との関係についての従来の所説

仁井田博士は詔勅文と法典としての格令との関係について次の如く述べられた。「唐代に於ける立法的法源は、少くとも形式上は皇帝の命令であった。律令格式及び禮其の他の刪定法はこの意味に於いてはその性質は同一であり、又たとへ根本法と学者の称する律令と雖も、皇帝は後に制定する法律即ち格勅又は次期の律令によって之に変更を加へることは自由であった。(1)」「律令は共に根本法ではあるが不可動の法律ではなく、直接律令の文に変更を加えられたこともあれば、敕によって随時改廃補訂されたこともあった。(2)」このような勅の機能について浅井虎夫氏は「律令格式外ニ又勅ト名ツクル法典アリ或ハ中書頒行スル所ノ法典ヲ名ツク(3)」とされるが、「中書頒行スル所ノ法典」とは恐らく後述の各種制勅集、宋代に所謂「編勅」を指したものと解せられる。(4)ではそもそも令の制定ないし改訂と勅との関係、詔勅文と令文との関係はどうなっていたのか、この点について今少し明確ならしめておく必要が生ずる。

先掲引用文の中で仁井田博士は、律令に対するに格勅の語を用いられていたが、通常令の改訂に関して引き合いに出されるのは「格」である。ここで格に関する仁井田博士の説明を一括しておくと「格は、この種（先述随時令文を改廃補訂する機能をもったところ）の勅のうちで、自今なお行用せらるべき規定を基本として編修した法典である。(5)」とされ、別の表現では「一体、格は律令格式及び前格を改補する所の勅を類聚したものである。(6)」と述べられた。従って格の逸文にはしばしば「勅」字を冠するものがあるのは、格の右の如き性格に由来する。浅井虎夫氏が

「格ハ官司ノ常ニ執行セル慣行法ヲ集メタル法典」と云われるのは、むしろ「当該官司がその時点において執行せる現行法規を集めたる法典」と云うべきであろう。而して仁井田博士によれば「唐令の刪定には……格によって令を改めるか、直接令文を刪定するかは、一面便宜上の問題であったと解し得る。たとえば開元二十五年假寧令によって知り得る如く、当時より七十余年前に発せられた龍朔の詔によって令を改めたもののある一方には、令に直接何等手を加へずして詔（勅）を格に編入している。……令文を直接改めるより、格勅による変更の割合が多く、唐令の規定のみ存して行用せざるものは、格勅の増大につれて増加したと思う。されば令は空虚なる威容を保存していたことになるが、蓋し空虚と雖もこの威容を保存すること、所謂『令文善者、雖寝亦書』（李東陽、進正徳会典表）は唐令刪定の一基準であって、令と格とが並び存した一理由ともいへるであろう。」[7]とされた。又「支那法典ノ特色」の一は「法典ニ規定セルモノハ必シモ現行法ナルニアラス」とは浅井虎夫氏も指摘せるところであった。令文そのものを改訂する場合と格勅による改正とが、一体如何なる「便宜」によってそうなったのかは俄かに断じ難く、今は措く。

ところで一般に「格は律令に対して補充的意義を有する法律である」といわれ、仁井田博士もそう表現されるのであるが、右の説明からすれば、それは令文に詳定せられていない細目を補充すると云う意味ではなく、むしろ令の規範的固定性不変性に対して現実に則応した修正・改廃を行い、行政の実際的弾力性を賦与するという意味における「補充的意義」なのであって[8]、律令に対して下位の従属的な位置にあるものではなかったのである。

二　勅と式および式と格との関係についての従来の所説

「律令に関係ある事項の細目を規定する法律であって律令に対していわば従属的関係にある」のは「式」である。[9]

浅井虎夫氏は、恐らく新唐書（巻五十六）刑法志に「令者、尊卑貴賤之等数国家之制度也、格者、百官有司之所常行之事也、式者、其所常守之法也」とあるのに基づかれたものであろう、「式ハ官司ノ守ルヘキ式法ヲ規定セル法典」と定義されているが、これはやや狭きに過ぎるであろう。

結論的に云って、しばしば引かれる日本の弘仁格式序に「蓋聞、律以懲肅為宗、令以勧戒為本、格則量時立制、式則補闕拾遺」とあるのは、何に典拠をもつものかは知らないが、唐代の律令格式の関係に好く妥当する説明と云い得る。而して量時立制の格は、律令と並んでこれを修正し、更に「又前格が後の格勅によって変更され得べきはもとよりであり、式も格によって改められたことがあったと思う。」と仁井田博士も述べられる如く、現行法典としては最も重要な位置を占めていたのである。唐雑令の利息法に変更を加えた開元十六年勅に基く戸部格の如きは、格による令の修訂の好適例とされるのである。

三　勅と格・式・令との相互関係

ところで好く知られている如く、格に編せられるものはその時点までの詔（制）勅[10]の中「便于時者」および「堪爲當司行用」者（舊唐書（巻四十六）刑法志、唐会要（巻三十九）定格令、冊府元亀（巻六百十二）刑法部定律令、垂拱元年三月刪改格式条）ないしは、「永爲法則、以爲故事」（舊唐書（巻五十）、新唐書（巻五十六）刑法志、通典（巻百六十五）刑三、六典（巻六）刑部条）ものだけが収録せられたのであるが、格に編入せられなかった詔勅も勿論多数存し、例えば貞観十一年に令と共に編せられた格十八巻は、武徳已来の勅格（詔勅？）三千余件を刪して七百条を定留したものであった。しかし基本法典たる格に編入せられなかった詔勅も、それで決して自動的に失効したものではなく、勅の発せられる原因となった事態の解決が得ら

れるか、ないしは後勅によって改訂を被らざる限り、現行法規としての地位を保ったものと思われる。又ある年度における格編纂以後も次々と勅が降され、その中には長行・常行とされるものもあった。これらの制勅は次期の格を編集する迄は「某格後勅」「格後長行勅」等と云った各種の詔（制）勅集にまとめられ、次期の格編纂時まで並行して現行法規集たるの地位を占めたのである。而して律令の改訂に当ってはこれらの勅も又刪緝の資料とせられたのであって、律令改修過程を最も好く示すと思われる開元二十五年令の場合、舊唐書（巻五十）刑法志、冊府元亀（巻六百十二）刑法部定律令、および唐会要（巻三十九）定格令に、

開元二十二年、戸部尚書李林甫又受詔改修格令、林甫遷中書令、……等共加刪緝、舊格式律令及勅、総七千二十六條、其一千三百二十四條、於事非要、並刪（除）之、二千一百八十條、随文（事）損益、三千五百九十四條、仍舊不改、總成律十二巻、律疏三十巻、令三十巻、式二十巻、開元新格十巻、……二十五年九月（一日）奏上、勅尚書都省、寫五十本、発使散於天下。

とあって「格式律令および勅」と並べているのは右の格に編入されなかった勅又は制勅集が参考せられたことを示している。以上は概ね従来の研究によって明らかな令文と勅文との関係である。しかし我々が唐代史籍に見出す日本令条文相当の勅文の意味を明らかにするためには、更に進んで詔（制）勅と令との関係を詳密に検討しておかなければならない。

そもそも唐代に詔勅と称せられたものには、正確に云えば数種の別があり、その形式と法的機能はそれぞれ限定があった。六典（巻九）中書令条に、

凡王言之制有七、一曰冊書、……二曰制書、行大賞罰・授大官爵・釐革舊政・赦宥降虜、則用之、三曰慰労制書、

……四曰発日敕、謂下御二畫発一日一敕上也、増減官員・廃置州縣・徵発兵馬・除免官爵・授六品已下官・處流已上罪・用庫物五百段・錢二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十疋・牛五十頭・羊五百口已上、則用之、五曰勅旨、謂百司承旨、而爲程式、奉事請施行者、六曰論事勅書、慰諭公卿・誡約臣下、則用之、七曰勅牒、随事承旨、不易舊典、則用之、皆宣署申覆、而施行焉。

とある如く、「釐革旧政」には制（詔）書を用い、「百司承旨、而爲程式、奏事請施行者」には勅旨、「随事承旨、不易旧典」の場合には勅牒が用いられた。「釐革旧政」とは即ち令文の改訂を含んだ筈であり、「随事承旨不易旧典」とは、例えば補充規定・施行細則としての式の制定を含むと解することができる。而して「百司承旨而爲程式、奏事請施行者」というのが「量レ事立レ制」「便二于時一」なる立法と解して誤りあるまい。かくして我々は、令の改正手続として、令文そのものの改廃は制（詔）書により、令文に手をつけず、ないしは一部改正に止めて別に実情則応の法規を立てる場合は勅旨か牒勅により、その中の（或は発日勅の中からも）「永爲二法則一、以爲二故事一」者が格に編せられたものと解することができるであろう。果してこの点、実際の運用は如何なっていたか、多少とも窺い得る事例を以て検討しておきたい。

唐大詔令集（巻四十三）郡県主、「県主出嫁稱適詔」（顕慶二年九月）に、

古稱禮降、惟屬王姫、比聞、縣主適人、皆云出降、娶王女者、亦云尚主、濫假名器、甚乖禮経、其縣主出嫁、宜稱適、娶王女者稱娶、仍改令文。

とあって、まさに釐革旧制のため詔書を以てし、文末に「改令文」と明示して命令している。(11) 一方、令文の箇々の箇條の改正手続を最も好く示している例として次の場合を挙げることができる。通典（巻八十九）禮四十 凶十一（舊唐書（巻二十七）礼儀

志、会要（巻三十七）服紀上、冊府元亀（巻五百八十六）掌礼部奏議（略同文、なお通典は玄宗の諱を避けて期を周に作る等、注意を要す。）に、

龍朔二年八月（八月通典無）所（会要作有）司奏、同文正卿蕭嗣業、嫡継母改嫁身亡、請申心制、有司奏稱（以上四字通典旧唐志無）、據令、継母改嫁及爲長子、並（及以下五字通典無）不解官、既而有勅（会要作乃下勅曰）雖云嫡母終是継母（母通典作親）、據禮（会要作理）緣情須有定制、付所司議定奏聞、司禮太常伯隴西郡王博義（父会要無）等、奏稱（会要作議曰）、緬尋喪服、母名斯定、嫡継慈養皆在其中（母以下十二字通典無）、唯出母之制、特言出妻之子、明非生已則皆無服、是以令（旧志会要作今）云、母嫁（会要有二字「之服」）又云出妻之子、出言其子、以著（会要作明）所生、嫁則（旧志作即）言母、通包養嫡、俱當解任、並合心喪、其不解者、唯有継母之嫁、継母爲名正（通典作止）、據前妻之子、嫡於諸孽、禮無継母之文、甲令（旧志作今）既見行、嗣業理申心制、然奉勅議定、方垂永則、令（旧志作今）有不安、亦須釐正（然以下十七字通典無）、竊以嫡継慈養皆非所生、出之與嫁（以上四字通典旧志無）並同行路、嫁雖比出稍軽、於父終爲義絶、継母之嫁、既殊親母、慈嫡義絶、豈合心喪、望請（通典作今請）、凡非所生、父卒而嫁、爲父後者無服、非承重者杖期（通典作周）並不心喪、一同継母、有符情禮、無玷（通典作黜）舊章、又心喪之制、唯施服屈（会要作厭降）、杖期（通典作周）之服、不悉（旧唐志作應）解官、而令文三年齊斬、亦入心喪之例（会要作制）、杖期（通典作周）解官、又有妻服（旧志作喪）之舛、又依禮庶子爲其母緦麻三月、既是所生無（通典作母）服、准例亦合解官、令文漏而不言、於事（通典作是）終須修（通典作条）附、既與（会要作以）嫡母等嫁同一令條、總議請改、理爲（通典作謂）允愜者、依集文武官九品以上議、得司衛正卿房仁裕等七百三十六人議、請一依司禮状、嗣業不合解官、（以下通典無）得右金吾衛將軍薛孤吳仁等二十六人議、請解嗣業官、不同司禮状者、母非所生、出嫁義絶、仍令解職、有親緣情、杖期解官、不甄妻服、三年斉斬、謬曰心喪、庶子爲母緦麻、漏其中制、此並令文疏舛、理難因襲、望請（旧志二字無）依房仁裕等議、總加修附、垂之不朽、其禮及律疏有相関渉者、亦請准此改正、嗣業即非（即非旧唐志無）嫡母改醮、不合解官、詔從之。

即ち有司の奏請に基き、「令」文や「禮」文の遺漏や矛盾が指摘された場合には、定制をきめるため所司の論議をつくし、所轄官署の提出せる原案に対する賛否の議を徴した上で、令文の改正を請う者が多数を占めれば修附を加え、禮や律疏などの関連法規で改正令と抵触するものがあれば令に準じて改正することとし、その旨が詔として公布されたのである。「詔して之に従う」と云う表現の具体的内容を考えて見るならば、恐らく詔文中に前掲の例の如く「改二令文一」と明記することとなるであろう。

同じく詔によって公布するにしても、令文自体に変更あるいは改廃を加えるのではなくして、令の本文において未定の点を細かく詳定する法規を別に追加するときは又自ずと異る。唐会要巻三十一輿服上章服品第、冊府元亀巻六十帝王部立制度、唐大詔令集巻百政事官制上「定三品至九品服色詔」に見るに、

> 貞観四年八月十四日（冊府作丙午）詔曰（冊府曰字無、以上詔令集無）、其（会要無）冠冕制度、已（会要作以）備令文、至於（二字会要冊府無）尋常服飾、未爲差等（以下会要無）
>
> 今已詳定、具於（会要作如）別勅（会要作式）宜即頒下、咸使聞知。云々

とあって、詔文では令文に未定の点を新たに詳定せるところは別勅に依ることを命ずるのみである。而してその「別勅」を、会要は「式」に作っている。この場合「勅」とすべきか「式」とすべきか問題であろうが、後にも触れる如く会要には後の知識で文を改めた所が多いから、恐らくこれは勅として発布せられたものが後に式として頒下されたのであろう。

令の本文に詳定せられていない細目を補足する規定としては、勅↓式の外に勅↓格によった場合もある。仁井田博士が挙げられた例で「唐関市令に外蕃と互市する規定があるが、熟羌との交易については令に規定がなかった。従って一度勅を以て交易の法を定めることになり、その後その勅は金部格に編入されるに至った（白氏六帖事類集巻二十四市

所引[12]」のが好例である。この場合は恐らく熟羌との交易について必要を感じた現場の官吏から奏請があり、有司が議して程式を定め、勅旨もしくは勅牒として下されたのが、「永く法則として以て故事とす」べきものとして格に編入されたものであろう。

一方、前制の繁雑さを整理し改訂する勅が下され、それが恒久性をもつものとして永く行われることとなったが、法典としては「式」に編入せられた例がある。六典巻三金部郎中員外郎条に、

凡庫蔵出納皆行二文榜一、季終而会レ之、若承命出給則於中書省（近衛本注云旧志下有「門下」二字）覆而行之、百司應請月俸、則符牒到所由、皆遞覆而行之。

舊制、京官有防閤庶僕俸食雑用等、開元二十年勅、以爲名目雖多、料數先定、既煩案牘、因此生姦、自今已後合爲一色、都以月俸爲名、其貯米亦合入禄數同申、遂爲恒式。

とある。仁井田博士は、この全文と、以下の木契に関する規定の注をも含めてすべてを倉庫令（開元七年）の条に掲げられ、「唐令によって文をなしたものであろう。」と注記せられているが、恐らく右の本文の部分が令文を採ったものであろう。注の「旧制」とは、開元二十年以前の令・格（開元七年）ないし格後長行勅（開元十九年）等を含んだと共に、恐らくそれが施行に際しての具体的細目である式（開元七年）をも指していたと思われる。敦煌発見水部式によって明かな如く、色役貲課の具体的就役・給付や、それに関する案牘、即ち文書行政上の処理に関しては、式に規定せられていた筈である。さればこそこれを改定し、月俸の名称に統合・一条化した開元二十年勅（内容的に云って勅旨かと思うが、勅旨か勅牒かは明らかでない。）が「恒式」に編入されたものであろう。案牘の煩を省くため合

して一色となすことが可能であったのは、開元年間の実状においては、それらの給付が事実上銭額化して財政の貨幣化が進展していたためであるが、直接には帳簿上の操作の問題である。而してその点がまさに式に規定されるべき性質の事であった。(13)

以上は既に制定された前令文を改定・補充する手続きであるが、そもそも全く新たな令文を制定・起創するのは如何なる手続きによったかも明らかにしておこう。唐朝成立直後の武徳元年から二年にかけて、後ちに令に編入せられた各種の法規がそれぞれ単独で公布せられている。唐会要によってそれらを見れば、例えば賦役令文に編せられた租庸調法は武徳二年二月十四日制、田令・禄令に編せられた官禄・職分田規定等は武徳元年十二月制として出されている。この場合制とあるのは武后朝以前は詔と称した筈で、会要編者が後世の用語に従って改めたものであろう。即ちもとは詔として下されたものが、後ちに恐らく「著于令」と申命せられて令文を形成したのであろう。因みに開元二十五年令についても、通典等が令文として引くものが、冊府元亀においては全べて「開元二十五年制」として引かれている。この「制」字は、単に「開元二十五年に制定した」ないしは「二十五年の制度」の意か、「制」という公布形式を示したのか明らかでないが、或いは刪定を終って奏上された新令は、その全体を制（詔）の形式を以て公布するということがあったのかも知れない。

以上で詔（制）と令、勅と格・式、詔（制）と勅との関係を明らかにしたが、残る所は勅と令文との関係である。

唐会要（巻八十六）市に、

開元二年閏三月勅、諸錦綾羅穀繡織成紬絹絲氎（氎）牛尾眞珠金鐵、並不得與諸蕃互市、及将入蕃、金鐵之物、亦不得将度西北諸関。

とあるが、同じ内容が唐律疏議（宋刑統）衛禁律（巻八）齎禁物私度関條疏議に、

依関市令、錦綾羅穀紬綿絹絲布氈牛尾真珠金銀鐵、並不得度西辺北辺諸関、及至縁辺諸州興易。

と見えていて、後に開元二十五年令文となっている。細かく云えば、織成紬絹絲に綿、布、更に銀等の品目が付加されているが、これは会要所引前勅において、西辺北辺を西北辺と云えるが如き表現の簡略化が見られるところから必ずしも後に著令に及んで付加されたと断ずることはできない。銀の如きは「金鐵之物」の中に含められていたとも解せられる。又令文で西・北辺諸関の外に縁辺諸州に至って興易することをも禁じているが、これも前勅に諸蕃と互市し及び将って蕃に入ることを得ずとしているのと同義と解することも出来、疏議所引令文の方が、行為の内容については簡約化しているが適用地域についてはより明確に伝えているに過ぎないとも考えうる。但しあくまでも引用せられた限りにおいてであるから、そのまま勅文と令文との語法を伝えているとは限らず、これのみで勅文が著令に及んで字句・内容に修正補訂を加えられたか否かを確言することは困難である。而して両者の時点には二十数年の隔りがあるが、その間に開元前格（三年正月）、後格（七年三月）、同格後長行勅（十九年）といった格勅が編纂せられており、或は右の勅は一旦格に編せられた後ち、開元七年又は二十五年の刪定で令文に編入されたものであるかもしれない。従って中間に格という形式が介在した可能性があるが、ともかく勅→令の一適例として好さそうである。

然らばこのような勅を令文に移し変える手続きは如何になされるのであろうか。揮麈録（巻上）に、

唐明皇實録云、開元十七年秋八月、上降誕之日、大置酒合楽、燕百僚於花萼樓下、尚書左丞相源乾曜・右丞相張説、率百官上表、願以八月五日爲千秋節、著之甲令、布於天下、咸使燕楽、休假三日、従之。

とあり、張説之文集（巻五十）表（舊唐書（巻八）玄宗紀上、唐会要（巻二十九）節日、冊府元龜（巻二）帝王部誕聖、開元十七年）「請八月五

日爲千秋節表并勅旨」に、

臣不勝大願、以八月五日爲千秋節、著之甲令、布於四方。

とあり、冊府元亀（巻二）帝王部誕聖・宝暦七年八月条に、

中書門下奏、……玄宗降聖之辰、爲千秋之節、王公上壽、士庶交歓、流于管絃、書之甲令、……今臣等不勝大願、請以十月十日爲慶成節、著在令式。

とあり、唐会要（巻二十九）節日・開成五年四月條に、

中書門下奏請、以六月一日爲慶陽節、休假三日、著于令式。

同じく會昌六年六月奏に、

中書書門下奏請、以降誕日爲壽昌節、天下州府並置宴一日、以爲慶楽、前後休假三日、永著令式、従之。

とある。右の場合は最初から令文に規定することを請う奏請がなされた例であるが、これらの記述を通観してみると、それははっきりと「著之甲令」「著在（于）令式」「書之甲令」「永著令式」等の文言を具えている。而して「従レ之」とて令文に一條を設けたわけであるが、そのためには「勅旨」を降していることがわかる。その具体的内容は有司の奏請を反復したものであることは容易に想像できるが、更にその文末に「著爲令」「著于令式」という一句が明記されていたものかと推測されるのである。

勿論、勅にはそのまま令文とはならないものが多数ある。唐会要（巻四十七）封建雑録下に、

開元八年五月十八日勅、準レ令、王妻爲レ妃、文武官及国公妻爲二国夫人一、母加二太字一、餘人有官及爵者、聽二従レ高叙一、但王者名器殊恩、或頒異姓、妻合二従レ夫授レ秩、甲令更無二別條一、率循二舊章一、須レ依二往例一、自今已後、郡嗣

王及異姓王母妻、宜準レ令為レ妃。

とある如きは、恐らく「勅牒」の例かと想像するが、「甲令更無別條、率循旧章、須依往例、」「宜準令」とて、令文そのものの改正ではなく、令文の拡張解釈ないし準用を指令したものである。又、唐会要（巻二十五）文武百官朝謁班序に、

貞元二年……九月五日勅、……辭見宴集班列先後、請依天寶三載七月二十八日禮部詳定所レ奏勅上、公式令、諸文武官、朝参行立、二王後位在諸王侯上、餘各依二職事官品一爲レ序、職事同者以歯、致仕官各居本品之上、……在京者正東（六典等並作冬）朝會、依百官例、自餘朝集及須二別使一臨レ時聽レ勅進止。

とあるが、右勅は「百司承旨、而爲程式、奏事請施行者」の範疇に入るから、「勅旨」に当ると思われる。而して令の規定の例外となるものについての処置を勅によって定めることとしたもので、まさに令の補充としての勅であるといってもよい。これが長行せられるべきものとして法典に編入せられる場合は「式」に相当すべき性格のものと云ってよかろう。又、冊府元亀（巻五百六）邦計部俸禄門（唐会要（巻九十）縁封雑録）貞元八年八月條に次の如くある。

戸部奏、準貞元七年三月二十日勅節文、比來食實封人、多不依令式、皆身歿之後、子孫自申請傳襲、伏請、自今以後並今日以前、應レ食二實封一人、並一年内、准レ式具下合レ襲子孫官品年名并母氏嫡庶上、於二本貫一陳牒、如無本貫、即於食封人本任本使申牒、如合襲人有罪疾及身死者、亦限一周年内申牒、請立以次合襲人、仍倶家口陳牒、請附籍帳、本貫勘責當家及近親、如實是嫡長即與責保、准式附貫、然後申省、到後即取文武職事三品正員一人充保、勅旨宣依。

右も、戸部の奏を受けて「勅旨もて宣す。依れ！」と判じたもので（通例、編纂物史料で「従之」と書くのを、この場合は些か文書原文の形を残したもの、と解せられる。）「勅旨」の性格を示す典型的例であるが、「比来不依令式」の

現状を「自今以後准式」ぜしめんとするものであって、令式の改正ではなくして順守を命じたものに過ぎない。しかも先に掲げた例が、令文規定の拡張解釈や特例、準用、細部補足を制定することを目的としていたのに対し、これは後半において具体的襲封手続を定めた部分も、この時初めて詳定したとは考えられぬ。すべては「式に準じて」行われるのであって、内容的に一部旧式を手直しした部分があったかもしれないが、全体としては従来の式を再確認せんとする奏請であり、これを宣示する勅旨は、内容的に云って前式の申命であるといっても好さそうである。このように、勅には従前からの令式の励行を申命し、その際従来の令式の文をそのまま（勿論付加・改訂部分があればそれを加えてあるが）再録申明する形をとるものが少からず存したことが知られるのである。同様の例として、特に令文に関してその順守を申命した勅文の場合を掲げておくことにしよう。唐会要（巻三十一）輿服上章服品第に、

上元元年八月二十一日勅、一品已下文武並帯手巾算袋刀子礪石、其武官欲帯者亦聴之、文武三品已上、服紫金玉帯十三銙、四品服深緋金帯十一銙、五品服浅緋金帯十銙、（中略）八品服深青、九品服浅青、並鍮石帯九銙、庶人服黄、銅鐵帯七銙、前令、九品已上朝参及視事、聴服黄、以洛陽縣尉柳延服黄夜行、爲部人所毆、上聞之、以章服紊乱（オモヘラク・スト）、故以此詔申明之、朝参行列一切不レ得レ著レ黄也。

右の記事中、勅文そのものに該当するのは「前令云々」の前までで、それ以下は「故以此詔申明之云々」と右勅の発せられた理由を説明している会要等の編者の解説文であろう。或は最後の「朝参行列一切不得著黄」は勅文かもしれぬが、「也」と結んでいるところを見るとこれも解説で、前段の勅文に制度を申明したことによって自ずとそうなるということのように受取れる。とすれば、勅文の大部分は恐らく「前令」の条文を再録しつつ、ただ「九品已上朝参及視事、聴服黄」とありしを「朝参行列、一切不得著黄」に改めたものと解せられる。然らばこれを改制と云わず「申

明」と称する所以は何故であろうか。冊府元亀（巻五百八十六）掌禮部奏議門（通典（巻六十一）禮一（二十）嘉（六）君臣服章制度、舊唐書（巻四十五）輿服志は省略に従う。）に、

孫茂道爲司禮少嘗伯、龍朔二年九月奏稱、依舊令、六品七品着緑、八品九品着青、深青亂紫、非卑品所服、望請依舊六品七品着緑、八品九品着碧、朝參之處並依此制、非朝參處聽兼服黄、（詔）從之。

とあって、嘗て「旧令」（永徽令）で八・九品官着青（八品深青、九品浅青）とあったものを、龍朔二年詔で着碧に改め、且つ朝参以外兼ねて黄服（庶人の服）を着けるを聽したが、更に「前令」（麟徳二年令）に至って修正を加え、「朝参及視事」にも黄服を聽した。これに対し上元元年八月勅は本来の「旧令」の原則に復帰し、八・九品着碧とすると共に、一切黄服を着するを禁じたのである。上元元年勅は「朝參行列一切不得著黄」とあるから、或は龍朔二年詔の「非朝參処聽兼服黄」を認めている如くにも思われるが、事が洛陽県尉柳延が黄服にて夜行し、事故に遭ったのに因るのであるから、これも「旧制」に帰って朝参行列を始めとして「一切不得」に重点があるものと考えてよかろう。そうすると上元元年勅が申請しているのは「旧令」たる永徽令の原則であるということになり、勅文前段ははからずも永徽衣服令の佚文を得たことになるのではないかと思われる。この点の確認は暫く措き、当面注意したいのは、以上の考察から、

①唐代の勅文の中には明らかにそれ以前に制定された令の条文を、殆んどそのまま申命してその順守を強調したものがあること。

②従って記録に見える発勅の日付を以て、必ずしもその内容をなす制度が最初に制定された日付と見る必要はなく、従前からの令式の文を再録申命している場合が充分考えられること。

③従って日本養老令に相当条文の存する詔勅文は、発勅の日付が稍々降る場合でも、遡らせて日本令の母法となった永徽令（ないしは格式）の条文の再録・申明と解して略々誤りないであろうこと。

④但し勿論、申命されるにはそれだけの理由があったのであり、法の順守を命ずる反面にはその条文が現実には順守され難き紊乱の事情が生じていたのであるから、その点について何等かの改訂・付加条項を含んでいることも当然予想される。或は先掲の例の如く、途中改変を蒙った部分を再修正して旧令の原則に復帰する等の場合もあって、それらの微細な点に各年度令の相違が存すると見るべきである。

⑤右の如き改正条項を含む勅文が発勅の日以後令文を修正する効力をもち、やがては格勅に編入され、あるいは別詔（制）を以て「著在甲令」と命ぜられて新令文にまで高められる場合も存したと解せられること、などの諸点を、略々結論して誤りあるまい。

四　勅文を以て補い得る唐令条文の一例

以上の如き観点から、敢えて仁井田博士の『唐令拾遺』に蛇足を加えんとするとき、直ちにぶつかる一例を示して小稿の結びとしたい。

日本養老戸令第一八条「造計帳条」および第一九条「造戸籍条」は次の如くである。

凡造計帳、毎年六月卅日以前、京国官司責所部手實、具注家口年紀、若全戸不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在、所由収訖、依式造帳、連署、八月卅日以前申送太政官。

凡戸籍、六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲巻、惣寫三通、其縫皆注其国其郡里其年籍、五月卅日内

訖、二通申送太政官、一通留国、其雑戸陵戸籍、則更写一通、各送本司、所須紙筆等調度、皆出當戸、国司勘量所須多少、臨時斟酌、不得侵優百姓、其籍至官、並即先納後勘、若有増減隠没不同、随状下推、国承錯失、即於省籍具注事由、国亦注帳籍。

これに対し、唐令の造計帳・造戸籍条として仁井田博士が復原されたのは左の部分である。

諸毎歳一造計帳（旧唐書食貨志、冊府元亀巻四八六邦計部戸籍武徳六年三月令）里正（日本令集解造計帳条穴記、為以本令里正）責所部手實、具注家口年紀（拠日本令補之）。諸三年一造戸籍、（一、二、三、四）起正月畢三月、（三）一留縣一送州、一送戸部、（四）所須紙筆装潢軸筆、皆出當戸内、口別一銭、（五）州亦注手實及籍。

（一）旧唐食貨志（二）冊府元亀巻四八六邦計部戸籍（三）六典戸部郎中条（四）通典食貨郷党条（五）日本令集解所引穴記云本令

而して博士は「旧唐書・冊府元亀・通典にいふ令、及び六典の文は、唐令の取意文といふべく、是等を以てしては完全に唐令を復旧し得ないが、日本令を参酌して綴り合わせることとした。」と注しておられる。まさしく博士の云われる通り、右の諸書に伝える所は令文の取意文でしかない。しかし律令行政の要である戸籍の制度こそは、日本が唐から学んだ最も重要な制度の一つであり、太政官・国・郡がそれぞれ尚書省（戸部）・州・県を我が国の制に飜訳したものである以外は、恐らく忠實に唐制を模倣したものであろうことは容易に想像されるところである。令文の形式として考えてみても、旧唐書食貨志等の「毎歳一造計帳」「三年一造戸籍」というのは編纂物の取意文でそうなったと思われ、それに「諸」字を頭書として加えても令文の復元とは見なし難い。日本令の「凡造計帳」「凡戸籍」という書き出しこそ令文に相応しいといえる。

ところで仁井田博士はこの条の参考には掲げなかったが、唐会要（巻八十五）籍帳（冊府元亀（巻四百八十六）邦計部戸籍門）には、

次の勅文が引かれている。（仁井田博士も後に『唐宋法律文書の研究』六五五頁で補足された。）

開元十八年十一月勅、諸戸籍、三年一造、起正月上旬、縣司責手實計帳、赴州、依式勘造、郷別爲巻、總寫三通、其縫皆注某州某縣某年籍、州名用州印、縣名用縣印、三月三十日納訖、并裝潢、一通送尚書省、州縣各留一通、所須紙筆裝潢並皆出當戸内、口戸（衍字）別一銭、其戸毎以造籍年預定九等、便注籍脚、有析生新附者、於舊戸後以次編附。

一読して明らかな如く、「諸戸籍」という頭書をはじめとして、日本令との体裁上の一致から見ても、これが恐らく唐戸令戸籍條と密接な関係を有することは間違いないと思われる。日本令と異る造籍の年次と時期、州に赴きて作成するという具体的作成要領、郷別に巻をつくるという日唐の郷里制の相異、現在日本令の其字が某字の訛なること、捺印の規定、造籍経費を口別一銭の口対象一率銭額徴収と規定している社会経済的・財政史的背景の相異、等々興味ある彼我の相異を認めうるが、先ず唐令復旧の最大の資料たるは動かぬところであろう。然らばこれが開元十八年勅として発布されていることは如何に解すべきであろうか。先ず考えられることは、本勅の内容がこのとき初めて定められたものとは考え難いことである。造籍・造計帳規定の必要は、そもそも唐朝が隋から接収した図籍を捨てて独自の編籍を志した武徳六年段階に既に存しなければならない筈である。通読すると「其戸毎以造籍年預定為九等、便注籍脚」とあるから、少くともこの項が加えられたのは貞観九年の九等戸分定以後の改正に属することは明らかである。しかし戸籍作成の基本条項は恐らく武徳以来の令制に属し、むしろ「依式勘造」の式が再三改められた可能性が強い。而して日本養老令文と好く一致する点は、その母法たる永徽令文そのままであるためと考えるのが至当である（戸等制については彼我で事情を異にするが、今は措いて論じない）。即ち本勅の骨格をなすものは、武徳以来、貞

(14)(15)

観・永徽の改正の痕跡を止めた令文そのものである蓋然性が強い。とすれば次に考えられるのは、右の勅文の主要な内容が、開元十八年までの現行令の令文を申明しつつ、一部に改正を加えるための勅であろうとの見方である。最も近い令の刪定は開元七年であるから、これは開元七年令の一部改正を目的とする勅としてよかろう。[16] 而して日本養老令と相異する点の中、理由の明らかな、日唐の造籍年次、官署名、郷里制の差や、規定の精粗、魯魚の誤り等を除けば、特徴的なのは(1)起十一月上旬、五月三十日内訖と起正月上旬、三月三十日納訖、(2)所須紙筆等、国司勘量所須多少、臨時斟酌と口別一銭徴収、(3)各末尾の諸項目、という相異であろう。日本令における(3)「其籍、至官並即先納後勘、若有増減隠没不同、随状下推、国承錯失、即於省籍具注事由、国亦注帳籍」に相当する文は、勿論唐令にも記されていても不思議はない。しかし又あまりにも当然すぎて無意味に近く、戸令本文よりもむしろ他の所で文書行政一般の原則として押えられることかもしれないし、或は逆に戸籍取扱いの細則として式に定められたことも考えられる。令・格・式の相互出入は日唐で相異があることもこの際注意して好かろう。それに比すれば本勅の(3)「有析生新附者、於舊戸後以次編附」の方が、具体的必要性をもつた規定である。この点は逆に日本令に見えず、第一三「爲戸条」や第一四「新附条」にも相当文は見えない。唐令にも嘗て日本令の(3)に相当する文が存したか否か、それが本勅に現われないのは、当面の改正に無関係で省略を見たのか、それとも永徽以後の改正で削除され「析生新付者」の具体的条項に代えられたのか、それとも日本令独自の付加文か、今はこれ以上臆測を加えないこととする。

ところで開元十八年時点における最も蓋然性の高い改正点は何処かと云えば、一応(1)の「起正月上旬、三月三十日納訖」か、(2)の「口別一銭」ではなかろうかと考えられる。先ず(1)の点について考えると、本勅の発布は十一月であり、偶然かもしれぬが日本令の「起十一月上旬」と関連あるかの如くである。殆んどが水田稲作のみの日本と、畑作が大

きな部分を占め、気候風土の多様性、作物品種、農法に大きな相異のあった中国で、農事暦や行政の閑繁にも差の出るのは当然であるが、あるいは中国においても、永徽令では「起十一月上旬、五月三十日納訖」であった可能性が全くないかどうかは検討してみなければならない。それが諸般の便宜から「起正月上旬」に繰下げられ、或は三月三十日納訖に短縮され、従来の現行法規では造籍に取りかからねばならぬ十一月に至って、今年度からは来年正月にすることを通達したのかも知れない。但し当時の交通形態や他の事例を考えると、本年十一月に間に合わせるためならば少くとも数ケ月前に勅が出さるべきであろう。とすると改正点はむしろ「起正月上旬」よりも「三月三十日納訖」の方にあるのかもしれない。日本令の五月三十日と比べるとき行政の能率という点（しかも毎六年に対して毎三年である）と共に、唐代に普及するとされる華北の二年三作型農業、夏麦の徴税対象化等とも関係する点があろうかと思われる。而して(2)の造籍事務経費についても、他方における戸税銭徴収制度の発展と関連して唐令自体における規定の改正・発展を充分考え得る。その点日本令文の「臨時斟酌」の規定は必ずしも日本独自のものではなく、母法たる唐永徽令文の継受たる可能性もあり、「口別一銭」の規定こそ、その後の事情による改正点（特に開元度に至っての）である可能性が強い。但し「口別一銭」の規定は六典所引令文＝開元七年令（と推定されている）に既に見えているから、恐らく十八年勅における改正点とは云い得ないのではないかと思われる。とすれば(2)の点は改正ではなく、従来の令文の申命に過ぎないこととなる。以上の諸点について、一応の推定的結論を下すためには、更に開元十八年という年次が政治史・税役史・財政史上如何なる時期に当っていたかという大勢から考えるべき問題を含んでいる。有名な宇文融の括戸政策の帰結と、周知の裴耀卿の上疏が出されたのがこの年であったこと、戸等の昇降についての勅文等もこの年月に出されていることなどから、本勅の意義を考うべきであるが、その点は小稿の範囲を超えるので今は

措き、少くとも本勅が極く一部に改正点を含んだかもしれないが、その大部分において従来の令文をそのまま申明したものであることは略々断じて誤りあるまい。改正点を含んだ場合、この勅を以て直ちに令文の修正となったか、それとも令文そのものは開元二十五年令の刪定まで譲られ、それまでは格勅扱いであったのかは不明ながら、それは開元二十五年以後間違いなく戸令戸籍条に繰入れられていたものと考えられる。又前掲日本令「造計帳条」に相当する唐令は、仁井田氏によって極めて断片的な推定復原が行われたに止るが、この「造戸籍条」の対応関係から推すならば、「諸造計帳、毎年　月　日以前、里正(補注)……、責所部手實、……若全戸不在郷者、即依舊籍転写、并顕不在、所由収訖、依式造帳、連　署、　月　日以前申送尚書省（戸部）」と云った形の条文を想像しうる。補注にも触れる如く、計帳の作成には里正が各戸主に提出せしめた手實をまとめて郷帳（新唐書食貨志）を作り、県司・州司でまとめて来歳の課役を具して戸部に上申するのであり、恐らく令文にもそれが示されていたと見られ、日本現存計帳の研究（鎌田元一「計帳制度試論」史林、五五―五参照）をも参照しつつ可成り大胆な復原を試みる余地があるといえる。

次にもう一例、同じ戸令の隣接する条を挙げておこう。養老戸令第二一「籍送条」、第二二「戸籍条」には、

凡籍、應送太政官者、附當国調使送、若調不入京、専使送之。

凡戸籍、恒留五比、其遠年者、依次除。

とある。これが相当条文として仁井田博士は復原唐令第二五条に、

戸籍、州縣留五比、尚書省留三比（武徳令相当、旧唐書・冊府元亀所引）

州縣之籍、恒留五比、省籍留九比（開元七年令相当、六典所引）

戸籍、常留三比、在州縣五比、送省（開元二十五年令相当、通典所引）

を挙げるに止まった。ところがこれについても、唐会要（巻八十五）籍帳（冊府元亀（巻四百八十六）邦計部戸籍門）に、

景龍二年閏九月勅、諸籍、應送省者、附當州庸調車送、若庸調不入京、雇脚運送、所須脚直、以官物充。

諸州縣籍手實計帳、（常）嘗留五比、省籍留九比、其遠年依次除。

と日本令文と殆んど一致する勅文が見えている。(17) 本勅についても、先の開元十八年勅について検討した如き諸点が略々そのまま当てはまる。恐らく現行令文を申明しつつ、運送雇脚直ないしは籍帳保管年限についての一部改正を行ったものではないかと想像され、引かれた令文はその直前の神龍元年令であり、改正点を含めて開元三・四年令で間違いなく令文に確定されていたものと推測されるのである。

以上の如き推定に基き、我々は唐令の条文を可成り復原することは、充分可能というべきではないかと信ずる。

註

（1）「唐令拾遺」序説、一二頁。

（2）「中国法制史研究」法と慣習・法と道徳、三二七頁、敦煌発見唐水部式の研究。

（3）「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」第六章唐ノ法典、第一節総説。

（4）続けて「蓋律ト大差ナキヲ如シ。宋代ニハ勅令格式ト曰ヘリ」とあるが、ここで云う勅は個々の詔勅文ではなく、法典としての「編勅」と解すべきであろう。又宋代に云う「勅令格式」が単に「律令格式」の律に勅を置換したものと解するのは疑問がある。むしろ刑律とは別の系列の法典を列挙しているものと解すべきではなかろうか。

（5）「中国法制史研究」法と慣習・法と道徳、三二七頁。

（6）「故唐律疏議製作年代考」下、「東方学報」東京第二冊、二二四頁。

（7）「唐令拾遺」序説、三一頁。

（8）もっとも、すべてそうとは云えず、現に格文の中には令文に詳定されていない特殊な場合についての補充規定を定めたものも含まれている。

（9）註（2）に同じ。

（10）これも周知の所であるが、六典巻九によれば「自魏晋以後因循、有冊書詔敕總名曰詔、皇朝因隋不改、天后天授元年、避諱改詔為制。」とあり、旧唐書巻六則天武后紀（同巻四十三職官志）に「載初元年……神皇自以曌字為名、遂改詔書為制書、」とある。

（11）仁井田博士は、日本令を参考としてこれを封爵令に当てておられる。

（12）「中国法制史研究」法と慣習・法と道徳、三二八頁、敦煌発見唐水部式の研究。

（13）例えば、唐会要巻三十九（通典巻百六十五、旧唐書巻五十、冊府元亀巻百六十二刑法・定律令）至垂拱元年三月二十六日刪改格式条に、

加計帳及勾帳式。

とある如く、各種帳簿の記載形式・保存規定等々は式で規定された。

（14）拙稿「南朝田制に関する一考察—唐田令体系との関連において—」山梨大学教育学部紀要第四号、（昭和四四年度）（二六九（四〇）頁下段参照。

（15）「毎」字の位置については疑問がある。「毎戸」か或は「以毎造籍年」と正すべきかも知れない。

（16）頭書の文字を「凡」から「諸」へと変えた時期が何年度令からかという問題は、今のところ確信がないので措くが、六典が令の取意文を成すに当ってすべてを「凡」と頭書してはいるが、開元七年令では既に令文自体は「諸」字を以て始まっていたのではないかと想像する。

（17）これも『唐宋法律文書の研究』六五五頁において追補せられた。

（補注）日本令造計帳条「京国官司、責所部手実、……若全戸不在郷者、即依旧籍転写、」について「集解」所引穴記は「転写、謂京国官司寫也、爲以、本令里正、易京国官司故也、」とあり、田令班田条についても唐令が「里正預校勘造簿」とあるを、日本令では「京国官司預校勘造簿」としており、一応日本令の「京国官司」は唐令では「里正」となっていたと考えうる。しかし里正について果して「責所部手實」という語を用いうるか、造戸籍条の「県司責手實計帳」とある例からも、主語は県司あるいは州県官司の方が適合するようにも見える。田令班田条では、唐令で「里正預校勘造簿」の次に「県令總集」という手続を詳定されているのを、日本令では削去短縮しており、この例から見ると造計帳条も唐令では里正↓県司↓州司という段階手続が詳定されていた可能性がある。